

株式会社アーク等にかかる債権の弁済受領完了について

2014年3月28日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者にかかる債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が再生支援対象事業者に対して持つ債権は一切なくなります。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社アーク（以下「アーク」という。）並びにその子会社である株式会社安田製作所、昭和精機工業株式会社、岐阜精機工業株式会社、株式会社ソルプラス、相模原部品工業株式会社、クローバー電子工業株式会社及び東邦システム株式会社

2. 経緯

再生支援対象事業者につきましては、2011年3月31日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月23日に法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

その後、機構は再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、機構が保有する債権について弁済受領する決定に至ったものです。本決定を受けて、本日、債権の弁済受領が完了致しました。

3. 債権額等

機構は、再生支援対象事業者に対する元本57,527百万円の債権のうち、関係金融機関等から額面30,395百万円の債権買取りを行い、事業再生計画に沿って債権買取りに係る債権の額面1,419百万円の放棄および債権の一部を現物出資財産とする募集株式の引受け（いわゆるデット・エクイティ・スワップ（DES））の実行を行うとともに、その後担保処分等による弁済を受けて参りました。今般、残債権全額に当たる5,267百万円の弁済を受け、全額完済となりました。

4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣：意見なし

以上